

国保連合会だより



NO. 30-歯-1
平成30年 10月17日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5535
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

～歯科保険医療機関の皆様へ～

歯科診療報酬の算定について、ご留意頂きたい事項について以下のとおりお知らせいたします。

1 歯科訪問診療料の算定について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）により示されているところですが、下記、留意事項（5）（6）（8）について「歯科訪問診療料」の算定誤りが散見されております。

つきましては、今一度ご確認いただき、ご請求頂くようお願いいたします。

記

C000 歯科訪問診療料（1日につき）

		同一の建物に居住する患者数		
		1人のみ	2人～9人	10人以上
		歯科訪問診療1	歯科訪問診療2	歯科訪問診療3
患者1人につき診療に要した時間	20分以上	1,036点	338点	175点
	20分未満	725点	237点	123点

ア 「同一建物居住者（養護老人ホーム等）」 に対し同日に複数人の患者に歯科訪問診療（20分以上）を行った場合

(正) 歯科訪問診療2 338点 × 1～9人
歯科訪問診療3 175点 × 10人以上

誤 歯科訪問診療1 1,036点 × 1人
歯科訪問診療2 338点 × 2～9人
歯科訪問診療3 175点 × 10人以上

イ 「同居する同一世帯の複数患者」に対して同日に複数人の患者に歯科訪問診療（20分以上）を行った場合

(正)	歯科訪問診療1	1,036点	×	1人
	歯科訪問診療2	338点	×	2～9人
	歯科訪問診療3	175点	×	10人以上
誤	歯科訪問診療2	338点	×	1～9人
	歯科訪問診療3	175点	×	10人以上

留意事項

- (5) 保険医療機関の歯科医師が、同一建物に居住する通院困難な患者1人のみに対し歯科訪問診療を行う場合は、「1 歯科訪問診療1」を算定する。この場合において、診療時間が20分未満の場合については所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。（以下省略）
- (6) 「2 歯科訪問診療2」は、「同一建物居住者」に対して保険医療機関の歯科医師が同日に9人以下の歯科訪問診療を行う場合に算定する。この場合において、診療時間が20分未満の場合については所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。同一建物居住者とは、基本的には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物に居住する複数の者をいう。（以下省略）
- (8) 同居する同一世帯の複数の患者に対して診療を行った場合など、同一の患者において2人以上9人以下の患者の診療を行った場合には、（6）の規定に関わらず、1人は「1 歯科訪問診療1」を算定し、「1 歯科訪問診療1」を算定した患者以外の患者については「2 歯科訪問診療2」を算定する。（以下省略）

2 歯周病安定期治療（SPT（I）・（II））について

I011-2・I011-2-2に掲げる歯周病安定期治療（SPT（I）・（II））の算定をする場合には、同一初診内にB000-4歯科疾患管理料又はC001-3歯科疾患在宅療養管理料を算定していることが条件となりますので、ご留意願います。